

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成19年7月17日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般19第22号

1 調達内容

- (1) 借入物件名及び数量
生活保護オンライン処理システム用サーバ等 一式
- (2) 借入物件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間
平成20年1月1日から平成24年12月31日まで
(地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
上記(1)の件名で、契約しようとする希望賃借料の月額で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
消費税及び地方消費税を含めた金額を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額及び地方消費税相当額を含めた希望賃借料の月額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。また、入札書に記載する希望賃借料月額の内訳（システムパッケージ保守料分及びその他分、消費税及び地方消費税込み）を入札金額記載欄の下欄に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 平成14年広島県告示第1228号（平成15年4月1日から平成19年12月31日までに県が発注する物品の売買、修理、借入れなどの一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続など。以下「資格告示」という。）によって資格を認定された者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記

2 (2)の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成 19 年 7 月 17 日（火）から平成 19 年 7 月 31 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務部財務局財産管理室契約企画グループ（広島県庁舎本館 3 階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札参加条件

(1) 上記 2 の入札参加資格を有する者又は上記 3 の申請により入札参加資格を認定された者であって、会社としてリース契約ができない場合には、同様に資格を有するリース会社と連名で入札すること。

(2) 仕様書に示された性能等の要件をすべて満たしている物品を納入することができる者であること。

(3) 借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを円滑に行うことができる者であること。

5 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県福祉保健部社会福祉局地域福祉室（広島県庁舎本館 5 階）

電話（082）513-3142（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成 19 年 7 月 17 日（火）から平成 19 年 7 月 31 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取るか、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封

すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 19 年 7 月 31 日（火） 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便，配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成 19 年 8 月 6 日（月）までに通知する。

(3) 入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成 19 年 8 月 27 日（月） 午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 8 月 28 日（火） 午前 10 時 30 分

イ 場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県庁舎本館 R 階 R 4 会議室

6 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第

167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札者に求められる義務

上記5(2)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書に入札説明書で示した必要な書類を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約における特約事項

この入札による契約は、平成20年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 手続における交渉の有無

無

- (8) その他

入札説明書による。

8 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県福祉保健部社会福祉局地域福祉室（広島県庁舎本館5階）

電話 (082)513-3142（ダイヤルイン） ファクシミリ (082)223-3572

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : The server etc. for the on-line processing system on the livelihood protection complete set

- (2) Lease period : From 1 January, 2008 through 31 December, 2012(A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government

Act.)

- (3) Lease place : Specified in the bid explanation form
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 pm 31 July, 2007
- (5) Time-limit for tender : 5:00 pm 27 August, 2007
- (6) Contact point for the notice : Community Welfare Office, Social Welfare Bureau, Welfare and Health Affairs Department, Hiroshima Prefectural Government Office
Hiroshima Prefectural Main Building 5th Fl.
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-3142(direct dialing) FAX 082-223-3572